＜型　式　試　験　等　手　数　料＞

○　**型式試験手数料**

型式試験手数料は、都道府県警察関係手数料条例により定められています。

平成２５年４月１日改定

型式試験を受けようとする遊技機の区分	型式試験手数料
１　ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
（１）特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	
ア　マイクロプロセッサーを内蔵するもの	１，４４２，０００円
イ　その他のもの	４４５，０００円
（２）特定装置が設けられているもの（（１）に掲げるものを除く。）	
ア　マイクロプロセッサーを内蔵するもの	１，１３５，０００円
イ　その他のもの	４４５，０００円
（３）（１）又は（２）に掲げるもの以外のもの	３４５，０００円
２　回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
（１）マイクロプロセッサーを内蔵するもの	１，６２８，０００円
（２）（１）に掲げるもの以外のもの	４８６，０００円
３　アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
（１）マイクロプロセッサーを内蔵するもの	１，１５５，０００円
（２）（１）に掲げるもの以外のもの	４８９，０００円
４　じやん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
（１）マイクロプロセッサーを内蔵するもの	１，１５４，０００円
（２）（１）に掲げるもの以外のもの	４８８，０００円

（注）手数料は内税です。

「 ※積算根拠（警察庁ホームページへリンク） 」

○　**謄本交付手数料**

謄本交付手数料は、（一財）保安通信協会の試験事務規程により定められています。

平成２６年４月１日改定

謄本の交付を受けようとする遊技機の区分	謄本交付手数料
＊　ぱちんこ遊技機（アレンジボール遊技機、じやん球遊技機を含む。）	
・謄本の枚数が１６０枚（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４換算）以下のもの	４，０６０円
・謄本の枚数が１６０枚を超えるもの	１６０枚を超える１枚ごとに１０円を上記金額に加算した額
＊　回胴式遊技機	
・謄本の枚数が１５０枚（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４換算）以下のもの	４，０７０円
・謄本の枚数が１５０枚を超えるもの	１５０枚を超える１枚ごとに１０円を上記金額に加算した額
＊　その他 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第７条第２項第６号に規定する書類を除く謄本	
・ぱちんこ等遊技機に係るもの	６００円
・回胴式遊技機に係るもの	５００円

（注１）カラーコピーを使用するもの（遊技機の写真を含みます）にあっては、その使用１枚ごとに２５円を加算した額とします。

（注２）手数料は内税です。

＜型 式 試 験 等 手 数 料 振 込 先＞

型式試験手数料及び型式試験結果書謄本交付手数料は下記口座に振込をお願いします。

記

三菱東京ＵＦＪ銀行（０００５）　本店（００１）　（普）７６４４０７４

みずほ銀行（０００１）　虎ノ門支店（０４６）　（普）１４９６４７４

口座名義　一般財団法人保安通信協会